

特定非営利活動法人のこたべ
理事長 平島 美紀江 様

札幌市長 秋元 克広



特定非営利活動促進法に基づく改善命令について

特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第42条の規定に基づき、貴法人に対し、下記のとおり改善を命じます。

記

1 改善命令の原因となる事実

令和3年度貸借対照表(令和4年3月31日現在のもの)について、貴法人の定款第37条に定める方法により公告を行わず、特定非営利活動促進法第28条の2第1項の規定に違反していること。

2 改善を求める事項

(1) 現行定款第37条に定める公告の方法により令和3年度貸借対照表(令和4年3月31日現在のもの)の公告を行うこと

最新の現行定款の公告の方法で規定されている内容を示すとともに、当該規定に基づき、令和3年度貸借対照表の公告を速やかに行うこと。

(2) 定款第37条の変更を議決している場合は、定款変更の届出を行うこと

貴法人から所轄庁に提出されている定款では、公告の方法について定款第37条で「この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行うとともに、インターネットホームページ及び官報に掲載して行う。」と規定されている。

定款第37条の公告の方法を変更することについて、総会で議決されている場合、令和4年11月18日金曜日までに所轄庁に対し法第25条第6項の規定に基づく定款変更の届出書類を提出すること。

(3) 法令違反に係る法人としての統括

令和3年度貸借対照表の公告が遅滞し、法令違反に至った具体的な要因、法人内でのチェック体制について、法人としてこの問題について総括すること。

(4) 定款及び法令の順守に向けた改善策

定款及び法令違反となる不正行為を未然に防ぐため、定款及び法令順守に関し、法人として取り組む改善策及び実行計画について具体的に示すこと。

(5) 役員体制の見直し

本命令に先立ち、貴法人に対し弁明の機会を付与し、令和4年10月26日までに弁明書を提出するよう通知したが、貴法人からは期日までに弁明書が提出されなかった。その後令和4年10月31日に郵送により弁明書が提出されたが、封筒の消印は令和4年10月28日となっていた。

当該弁明書では、貸借対照表の公告が遅れたことについて「NPO法人の業務の忙しさが遅れた理由にはならないことを承知している」としているが、「今回の事案以外に札幌市より指摘事項があり、その対応後に当該事案を行おうと思っていたが、NPO法人本来の業務に忙殺され、指摘事項の対応が遅れたため、その影響で当該事案の対応も遅れた」と弁明している。

NPO法により法人に義務付けられている貸借対照表の公告を履行せず、このたびの事態を招いた各役員の実行責任は大きい。貴法人が弁明書で「法令順守の意識が低かったことが最大の原因」と述べているとおり、各理事及び監事はその職責を果たしていたとは言えな

いため、役員体制について抜本的な見直しを行い、理事による相互チェック機能、監事による監査機能が実効性を持つ執行体制を整備すること。

3 改善結果報告書等の提出について

- (1) 上記2(1)については、最新の現行定款に定める公告の方法の規定に基づき令和3年度貸借対照表の公告を行うとともに、当該定款に規定されている公告の方法の規定内容と貸借対照表の公告の実施状況について、報告書を提出すること（令和4年11月18日金曜日まで必着）。
- (2) 上記2(2)については、定款第37条の変更を議決している場合は、定款変更の届出を行うこと（令和4年11月18日金曜日まで必着）。
- (3) 上記2(3)～(5)に係る「改善策及び実行計画」を提出すること（令和4年12月9日金曜日まで必着）。
- (4) 上記(3)の「改善策及び実行計画」の実施状況について、「改善結果報告書」にまとめ、提出すること（令和5年1月31日火曜日まで必着）。

4 参考

特定非営利活動促進法等抜粋
別添のとおり

注

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。
また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

【連絡先】

札幌市市民文化局市民活動促進担当課NPO法人担当係
担当：土田、石橋 TEL：011-211-2964

特定非営利活動促進法（抜粋）

（貸借対照表の公告）

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

- 一 官報に掲載する方法
 - 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
 - 三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。
- 3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
- 4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないうこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。
- 一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。
 - 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
 - 三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

（改善命令）

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（設立の認証の取消し）

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

- 2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によって

はその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

- 3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。
- 4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

(第1号～第6号、第8号、第9号省略)

- 七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

特定非営利活動促進法施行規則（抜粋）

(貸借対照表の公告)

第三条の二 法第二十八条の二第一項第三号に規定する措置であつて内閣府令で定めるものは、第一条の二第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

- 2 法第二十八条の二第一項第四号に規定する措置として内閣府令で定める方法は、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。
- 3 前項の方法による公告は、当該公告の開始後一年を経過する日までの間、継続してしなければならない。